

## (1) 法律

環境基本法 (1993.11)	環境の保全について、基本理念を定めている。環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としている。
地球温暖化対策の推進に関する法律 (1998.10)	地球温暖化対策に関し、社会経済活動、その他の活動による温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずること等を定めている。地球温暖化対策の推進を図ることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的としている。(略称: 温対法)
水循環基本法 (2014.4)	水循環に関する施策について基本理念を定め、水循環基本計画の策定や施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ一体的に推進することにより、健全な水循環を維持し、又は回復させることを目的としている。
生物多様性基本法 (2008.5)	生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則や施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与することを目的としている。
循環型社会形成推進基本法 (2000.6)	循環型社会の形成について基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めている。施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (2000.5)	建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための基本方針を規定した法律。再生資源の十分な利用、廃棄物の減量等を通じて、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、本法に基づき、一定規模以上の建築物等の解体・新築工事を請け負う事業者、対象となる建築資材(土木建築工事に使われる資材)の分別・再資源化を義務付けている。(略称: 建設リサイクル法)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (1970.12)	廃棄物の排出の抑制や、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。本法に基づき、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを義務付けるとともに、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めることとしている。(略称: 廃棄物処理法)
気候変動適応法 (2018.6)	国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して気候変動の適応策を推進するための枠組みを定めている。気候変動の緩和策と両輪の関係である適応策を推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

## (2) 条例

東京都環境基本条例 (1994.7)	環境の保全についての基本理念を定めるとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的としている。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (2000.12)	現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。温室効果ガスの排出、自動車や工場に起因する環境負荷や公害等について、一定の条件を満たす事業者に対して義務を課している。(略称: 東京都環境確保条例)
埼玉県地球温暖化対策推進条例 (2009.3)	地球温暖化対策に関して必要な事項を定め、埼玉県、事業者、県民等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的としている。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (2000.12)	東京における自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。公共施設、事務所、住宅等の建築物及び敷地の緑化を義務付けるとともに、1千㎡以上(公共施設は250㎡以上)の敷地において、建築物の新設等をする場合に、緑化計画書の届出と完了後の緑地の維持管理を義務付けている。
東京都廃棄物条例 (1992.6)	生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図ることにより、都民の健康で快適な生活を確保することを目的としている。事業者に対して廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することを義務付けている。

### (3) 主な関係施策

#### 〔国〕

第5次環境基本計画 (2018.4)	環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるもの。第5次計画では、環境・経済・社会の統合的向上を目指して、地域資源を持続可能な形で最大限に活用するなど、地域循環共生圏の概念が新たに盛り込まれた。
地球温暖化対策計画 (2016.5)	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。
水循環基本計画 (2015.7)	水循環基本法に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。流域に係る水循環について、関係機関が連携しながら、流域として総合的かつ一体的に管理し、健全な水循環の維持又は回復のため、施策の推進に努めることとしている。
第4次循環型社会形成推進基本計画 (2018.6)	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。第4次計画では、中長期的な方向性として環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げるとともに、最終処分量を2025年度までに2000年度から約77%削減する等、数値目標も設定している。
気候変動適応計画 (2018.11)	気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指し、関係者の具体的な役割を明確化している。地方公共団体は、本計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定し、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進する旨、記載している。

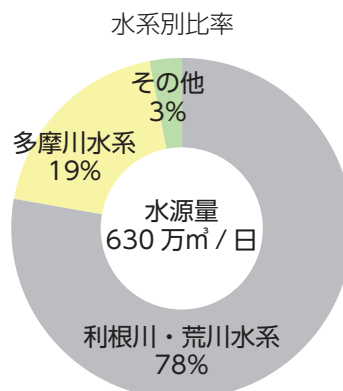
#### 〔都〕

ZEV普及プログラム (2019.12)	ZEVの普及を総合的に推進するため、2050年の目指すべき姿に向けて進むための2030年目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な取組を定めたプログラム。庁有車の更新時原則ZEV化や、都有施設への積極的な充電設備の整備など、都庁の率先行動も施策として挙げている。
東京が新たに進める みどりの取組 (2019.5)	今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの。2040年代の目標として、「東京の緑を総量としてこれ以上減らさない」を掲げ、都の所管局や区市町村との適切な役割分担に基づき、本取組を着実に推進することとしている。
緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に 向けた基本戦略～ (2012.5)	緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性をとりまとめた戦略で、生物多様性基本法に基づく都の生物多様性地域戦略として策定。緑の量を確保する従来の取組に加え、生物多様性の保全など緑の質を高める視点も重視し、「まもる」「つくる」「利用する」という3つの行動方針に基づき、緑施策を推進することとしている。
東京都建設リサイクル 推進計画 (2008.4)	都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、環境に与える負荷を軽減し、東京の持続ある発展を目指して制定した計画。建設副産物の発生を抑制した上で、建築物等に蓄積された建設資材を有効に再生利用することを基本的な考え方としている。
東京都資源循環・ 廃棄物処理計画 (2016.3)	廃棄物処理法に基づき策定する、2050年を見据えた2030年のビジョンを示した計画。基本的な考え方として、2030年に向け、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要であるとし、最終処分量を2030年度2012年度比25%削減する、といった数値目標も掲げている。
東京都グリーン購入 推進方針 (2019.3改定)	都がその業務活動において、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービス等を調達することや、製品等の選択基準及び調達の推進方法等を示した方針。本方針に基づき、物品等の仕様を定めた「東京都グリーン購入ガイド」を策定している。
新たな都政改革ビジョン (2019.12)	2017年度に開始した「2020改革プラン」を更に発展させ、改革の更なる進化を目指して策定した都政改革のためのビジョン。2019年度中から先行実施する取組として、更なるペーパーレス化の推進に向け、本庁各部を対象に、2020年度までにコピー用紙使用量を30%削減（2016年度比）することなどが盛り込まれた。
プラスチック削減 プログラム (2019.12)	CO <sub>2</sub> 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用を目指し、省資源とCO <sub>2</sub> 排出原単位削減の双方向から資源利用に伴うライフサイクルCO <sub>2</sub> 排出量の削減に取り組むことを定めたプログラム。施策例として、都庁職員のレジ袋受取辞退等の率先行動や、都主催のイベントでの使い捨てプラカップの使用禁止等が挙げられている。
東京都気候変動適応 方針 (2019.12)	気候変動適応法第12条に基づく都の地域気候変動適応計画策定に向けた方針としてとりまとめたもの。本方針に基づく様々な施策を展開することで、気候変動の緩和と適応の両面から総合的に施策を展開し、極端な気象変化から都民の生命と財産を守る強靱な都市を構築するために策定。

## 東京の水道の概要

(2018年度末)

給水区域面積※1	1,239.27km <sup>2</sup>	
給水人口※1※2	13,501 千人	
普及率※1	100.0%	
給水件数※1	7,656,496 件	
水源量	630 万m <sup>3</sup> /日	
浄水場の施設能力	686 万m <sup>3</sup> /日	
配水管延長 (水道管路の長さ)	27,195km	
配水量※3	年間総配水量	154,090 万m <sup>3</sup>
	一日平均配水量	422 万m <sup>3</sup>
	一日最大配水量	460 万m <sup>3</sup> (2018.7.19)



※1 2018年10月1日現在の値

※2 国勢調査の結果により補正されることがあります。

※3 未統合市への分水量を含みます。

## 水道事業ガイドライン業務指標の推移(分類:環境)

水道事業ガイドラインは、公益社団法人日本水道協会が制定した水道サービス(事業)に関する国内規格です。水道事業全般について多面的に定量化し評価することを目的とし、119項目の業務指標で構成されています。ここでは環境に分類されている6つの指標を掲載します。

業務指標	定義	単位	指標値※			
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
配水量1m <sup>3</sup> 当たり電力消費量	電力使用量の合計/年間配水量	kWh / m <sup>3</sup>	0.53	0.53	0.54	0.53
配水量1m <sup>3</sup> 当たり消費エネルギー	エネルギー消費量/年間配水量	MJ/m <sup>3</sup>	2.09	2.09	2.09	2.06
配水量1m <sup>3</sup> 当たり二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	(CO <sub>2</sub> 排出量/年間配水量) × 10 <sup>6</sup>	g-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	266	265	268	270
再生可能エネルギー利用率	(再生可能エネルギー設備の電力使用量/全施設の電力使用量) × 100	%	0.65	1.2	1.2	1.2
浄水場発生土の有効利用率	(有効利用量/浄水場発生土量) × 100	%	34.7	32.1	39.0	43.7
建設副産物のリサイクル率	(リサイクルされた建設副産物量/建設副産物発生量) × 100	%	100.0	100.0	100.0	100.0

※公益社団法人日本水道協会が定める方法に基づき算出しています。

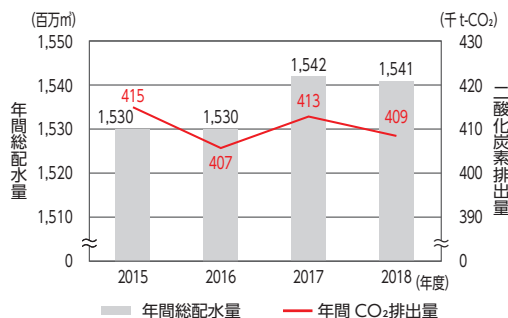
## 要因別二酸化炭素排出量※と水源林による二酸化炭素吸収量推移

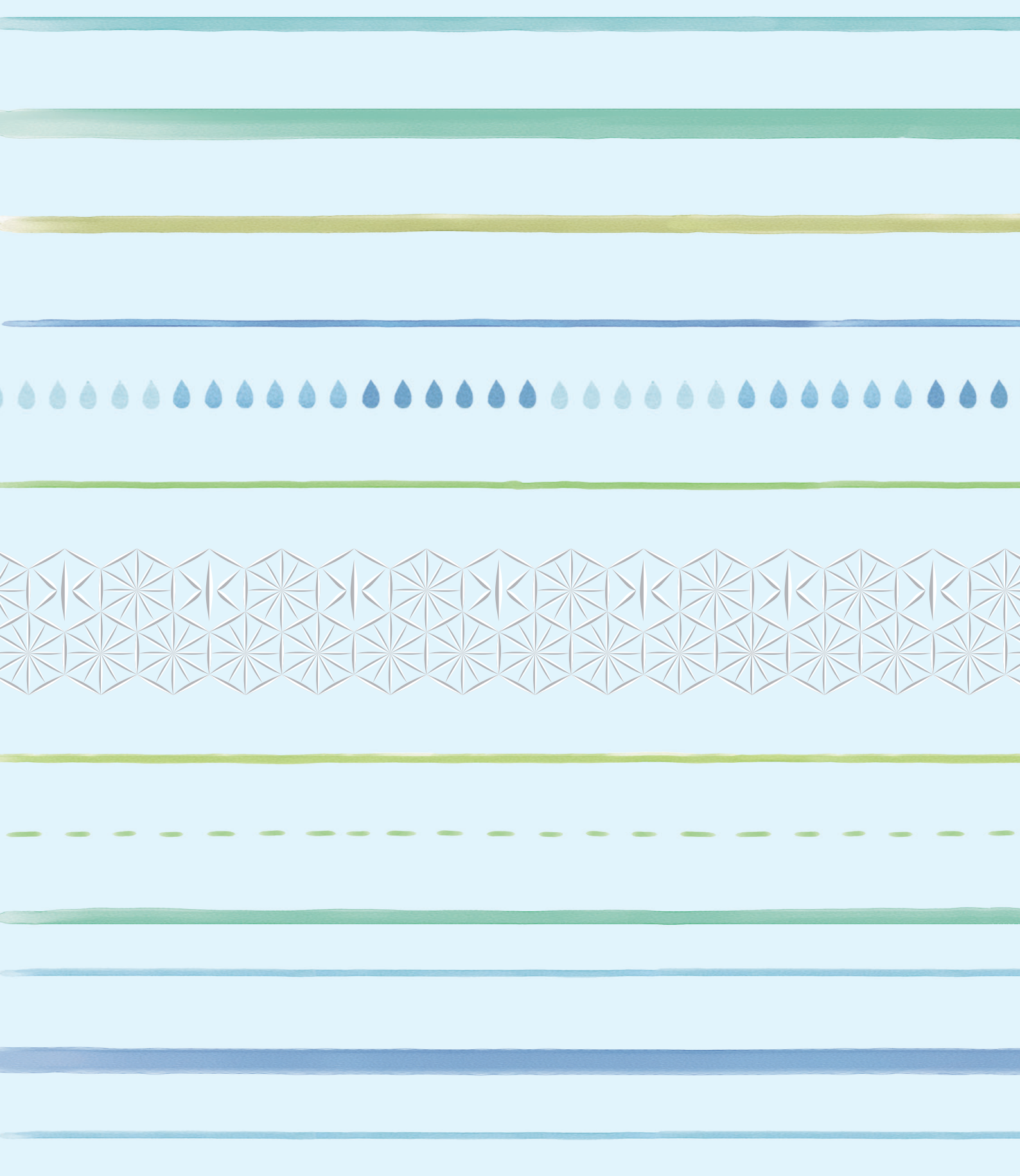
(t-CO<sub>2</sub>)

活動	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
電気	オフィス活動による排出	5,666	5,597	6,235	6,026
	オフィス活動以外による排出	391,407	383,508	389,422	386,639
熱(蒸気)	3,436	3,585	3,384	3,068	
燃料	13,889	13,667	13,346	12,473	
その他	416	399	388	436	
計	414,814	406,756	412,775	408,642	
水道水源林による吸収量	△ 21,100	△ 20,897	△ 21,714	△ 21,190	
合計	393,714	385,859	391,061	387,452	

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に定められた特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン等に基づき算出しています。

## 年間総配水量と二酸化炭素排出量の推移





編集・発行

令和2年(2020年)3月(平成31年度 第一類 第294号)  
**東京都水道局総務部企画調整課**  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5320-6410 ファクシミリ 03-5388-1678



印刷/印刷製本時のみ縦書きを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。